R7 武雄中学校 生徒生活のきまり

1 登下校について

- (1) 正門、西門、北門から登下校する。朝は7:30以降登校し、8:00までに着席する。
- (2) 登下校においては、交通法規を守り、事故のないようにする。事故にあった場合 は、軽微な事故でも学校だけでなく警察に必ず届け出る。
- (3) バス通学、自転車通学を希望するものは、「乗物通学規定」により、許可願を提出し、学校長の許可を受ける。
- (4) 登下校時は寄り道や買い物をしない。
- (5) 完全下校時刻を守る。

4月 1日~	18:30	11月 1日~	17:30
9月21日~	18:15	1月11日~	17:45
10月 1日~	18:00	2月 1日~	18:00
10月21日~	17:45	3月 1日~	18:15

※5時間授業の場合は、17:30完全下校とする。

※日没や天候によって変更もある。校長の許可を受け、時間延長を認めることもある。

2 校内での生活について

- (1) 校舎内では静かに過ごし、時間を守って行動する。
- (2) 学習に不要なものは校内に持ち込まない。
- (3) 貴重品については各自で責任を持ち、朝、必ず先生にあずける。<u>所持品には必ず</u> 記名をし、移動教室の際は教室を施錠する。
- (4) 刃物 (カッターナイフ、はさみ等) の持ち込みは禁止する。
- (5) 携帯電話・スマートフォン等の学校への持ち込みは禁止する。
- (6) 許可なく自分の学級以外に立ち入らない。他学年の階に行かない。
- (7) 誤って校舎校具を破損したときは、すぐに担任に届け出る。

3 校外での生活について

- (1) 休日の帰宅については、夏:18 時、冬:17 時までに家へ帰り着くようにする。
- (2) 19 時以降に外出をする場合は、保護者の責任とする。
- (3) 友人同士の外泊は禁止する。
- (4) <u>遊技場(ゲームセンター、カラオケボックス等)への立ち入りは保護者同伴とする。(</u>※保護者同伴とは、店内で一緒の行動をしていることを指します。)
- (5) <u>平日、校区内の小学校のグラウンドで遊ぶ場合は17時までは入らない。</u>遊ぶ場合は、小学生に危険のないように配慮する。

4 インターネット等の利用について

- (1) 情報モラルを身につけ、正しく SNS を利用する。
- (2) 自分や他人が特定できるような個人情報(写真を含む)の書き込みをしない。
- (3) 他人を誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)するような投稿をしない。
- (4) 犯罪に巻き込まれたり、関与したりしないよう十分に注意する。<u>SNS で知り合っ</u>た相手と絶対に会わない。(闇バイトには要注意)

R7 武雄中学校服装規定

1 制服について

制服を着用する際は、自分のためのおしゃれではなく、全ての人が気持ちよく生活できる清潔感のある身だしなみをする。 制服には移行期間を設けず、気候と体調に合わせて自分で制服を選ぶものとする。(式典時除く)

- (1) フォーマル (式典時) の着こなし
 - ○時期に合わせて3種類の中から選ぶものとする。
 - ○校内では、学校指定の名前札を胸ポケットの上部にきちんと付ける。
 - ① 冬服(入学式、卒業式、4月:始業式、3月:修了式)
 - A: ブレザー、長袖ポロシャツ (学校指定のニットベストの着用可)、ネクタイ、スラックスまたはスカート、靴下 (白)
 - B: 学ラン、長袖カッターシャツ、スラックスまたはスカート、靴下(白)
 - C: セーラー服、赤リボン、スラックスまたはスカート、靴下(白)
 - ② 合服
 - A:長袖ポロシャツ、ネクタイ、スラックスまたはスカート、靴下(白)
 - B:長袖カッターシャツ、スラックスまたはスカート、靴下(白)
 - C: 長袖ブラウス、合服ベスト、スラックスまたはスカート、靴下(白)
 - ③ 夏服
 - A: 半袖ポロシャツ、スラックスまたはスカート、靴下(白)
 - B: 半袖開襟シャツ、スラックスまたはスカート、靴下(白)
 - C: 半袖セーラー服、スラックスまたはスカート、靴下(白)
 - ※R7 年度入学生より、A タイプのみとする。
- (2) 通常時(式典を除く)の着こなし
 - ○フォーマルの服装に準ずる。A、B、Cタイプを組み合わせてよい。
 - (R7年度入学生より、Aタイプのみ)
 - ○上着の下には、学校指定のポロシャツ(カッターシャツ)を着用する。
 - ○A タイプのブレザー着用時には、必ずネクタイを着用する。
 - ○上着の下に着るセーター・ベスト等の色については、黒・茶・紺・白・灰の無地とする。着用する場合、上着からはみ出さないように着用する。(フード付きパーカー類は禁止)
 - ○学校指定のニットベストを着用している時は、上着を脱いでもよい。
 - ○気温の変化等で着用が必要な場合は、ジャージの着用を認める。
 - ○スカート丈は「ひざが隠れる長さ」とする。
 - ○ベルトは黒・紺・茶色とする。
 - ○靴下は白、黒、紺の無地とする。ワンポイントは認めない。式典時は白の無地とし、くるぶしの隠れる長さとする。
 - ○通学靴は学校指定の靴とする。
 - ○制服が着用できない事情がある場合、保護者を通じて異装届を出し、学校長の許可を受ける。
- 2 頭髪について
 - ○全生徒が快適に生活できるような清潔な髪型とする。
 - ○染色、脱色、パーマ(ストレートパーマも含む)などの加工をしない。

- ○整髪料は使用しない。化粧やアイプチなどの不必要な装飾をしない。
- ○眉の加工はしない。
- ○髪の長さ等は、次のようにする。
 - ・前髪は目にかからない。かかる場合は、ピンできちんととめる。
 - ・横髪は顔にかからないようにする。後ろ髪は肩にかかったら結ぶ。その際、結び目は耳のライン までとする。
 - ・特異な髪形(極端に段差のある髪形、左右非対称など)でないものとする。
 - ・特別な事情がある場合は、先生の許可を得て行う。
- 3 防寒着等の使用について
- (1) 防寒着 (コート、ダウンジャケット、ジャンパー等) について
 - ○屋外での防寒着の使用を許可する。
 - ○色は、黒・茶・紺・白・灰を基調とし、シンプルなものとする。
 - ○部活動時のウィンドブレーカー等を使用してもよい。
 - ○カーディガン・パーカー類を制服の上に着用することは禁止する。
- (2) 防寒着(マフラー・ネックウォーマー・手袋) について
 - ○登校後、教室で速やかに外す。職員室等に着用したまま入らない。
 - ○色や柄は制限しないが、装飾がついているものは許可しない。
 - ○安全面を考慮し、長くたらすことがないような巻き方をすること。
 - ○ニット帽は禁止する。
- (3) 防寒着 (ストッキング) について
 - ○黒またはベージュの無地とする。
- 4 上履き(令和7年度)
 - ○学校指定のものとする。

1年:青色スリッパ 2年:黄色スリッパ 3年:緑色スリッパ

- 5 体育館専用シューズ (令和7年度)
 - ○学校指定のものとする。

1年: 青色ライン 2年: 黄色ライン 3年: 緑色ライン

- 6 バック類
 - ○学校指定のスクールバッグ、セカンドバッグを使用する。
 - ※R7 年度入学生より、セカンドバッグは廃止し、スクールバッグのみとする。
 - ○キーホルダーなどは、区別するために1個まで許可する。
 - ○学校指定のスクールバッグ(セカンドバッグ)に入りきれない荷物(部活動の道具等)がある場合は、その荷物に適した大きさのケース・バックの使用を認める。
- 7 体育用服装
 - ○学校指定のハーフパンツ、半そでシャツ、ジャージ
- 8 その他
 - ○流行による髪型・服装や派手なものの判断は、生徒指導部で検討し判断する。

武雄中学校携帯電話・スマートフォン等に関する規定

武雄中学校生徒指導部

- ○スマートフォン等でのトラブルが発生した場合、学校で対応が難しい事案も多いため、警察 等外部機関に相談をするケースも頻発しています。 買い与える際は利点だけでなく危険性も 認知し、保護者の責任で管理までよろしくお願いいたします。
- 1 <u>携帯電話・スマートフォン等の校内への持ち込みは禁止します。</u> 特別な事情で、どうしても学校へ持ち込まなければならない場合は学校までご連絡ください。 生徒指導部で事情を伺い、許可の判断をします。
- 2 届け出なし、担任に預けることをせずに登下校中および校内で所持、使用を発見した場合は、 生徒指導部預かりとします。その後、保護者との面談を行い、返却をします。 ※返却の際に、学校で不適切な写真撮影やSNSのやりとりがなかったか、保護者の立ち合いのもと確認させていただきます。
- 3 その他、話し合いで決定します。
 - ○校内へのスマートフォンの持ち込みで武雄中でもこのようなトラブルが起こっています。
 - ・授業中や休み時間にスマートフォンを使ってゲームやSNSに接続していた。
 - ・授業中に隠し撮りをし、教室の様子をインスタグラムでライブ中継をしていた。
 - ・校内で撮影した写真をSNSにアップロードし、佐賀県のネットパトロールで検挙された。
 - ・学校の中で他校の生徒とやり取りをし、トラブルに巻き込まれた。
 - ○このように、持ち込んだ本人が学習に集中できないだけではなく、ルールを守って勉強や部活動に真剣に取り組んでいる生徒が迷惑を受けたり、トラブルに巻き込まれたりする場合もあります。文部科学省が令和2年7月31日に出した通知でも、「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止とすべきである」と表記してあります。以上の理由から、武雄中学校でも携帯電話の校内の持ち込みを原則禁止し、どうしても必要な場合は申請を受けて生徒指導部で協議し、許可の判断をすることにしています。
 - ○文部科学省の上記通知では、学校として持ち込みを認める場合には、『学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること』『フィルタリングが保護者の責任のもと適切に設定されていること』などが条件となっています。約700人の携帯電話を安全に管理できる環境が今現在武雄中にはありませんので、学校で一括して登校後に預かる等の対応はしておりません。